

◆書評◆

浅倉むつ子・萩原久美子・神尾真知子・井上久美枝
連合総合生活開発研究所編著

『労働運動を切り拓く

女性たちによる闘いの軌跡』



(旬報社 2018年 ISBN:978-4-8451-1560-0 1800円+税)

落合 絵美

(岐阜大学 男女共同参画推進室)

本書は、国際婦人年（1975年）から男女雇用機会均等法成立（1985年）の時代を中心に、労働運動に携わってきた女性たちが男性中心の労働組合のなかでいかにして女性労働者のための闘いを積み重ねてきたのか、その軌跡を辿ることのできる貴重な歴史資料である。

「女性労働者たちの闘いは、人権のための純粋な熱意に貫かれたものが多く、これらの事実と経験を歴史に埋もれさせてはならない」（4頁）との編著者たちの強い思いから生まれた本書には、多田とよ子（元ゼンセン同盟婦人局長）、松本惟子（元連合副事務局長）、高島順子（元連合総合女性局長）、山野和子（フォーラム「女性と労働21」代表）、坂本チエ子（元全電通中央執行委員）、伍賀借子（元総評オルグ）、長谷川裕子（元全通中央執行委員）、熊崎清子（元連合副事務局長）、城間佐智子（沖縄バス35歳定年制訴訟原告）、高木澄子（行動する女たちの会）、柚木康子（全石油昭和シェル労組）、鴨 桃代（全国ユニオン元会

長）ら12名の女性たちによる女性労働運動の豊かな知識と経験が詰まっている。

労働現場のみならず、労働組合においても女性は男性とともに組合員として組織化されてきた。しかしながら、歴史を振り返れば労働運動の主役は常に男性であり、労働組合の意思決定の多くが男性によって独占されてきたことは明らかである。本書に登場する女性たちは、このような男性中心の労働運動のなかで、しばしば労働組合内部（男性）からの妨害に直面しながらも女性労働者の労働環境改善のために行動し、ときには裁判を通じて異議申し立てを積み重ねてきた。このような彼女たちの行動は、次世代の雇用環境改善や法制化（例：育児休業、介護休業、看護休暇、短時間勤務制度、事業所内託児所など）につながっていったことが本書を通じて詳細に語られている。私たちは、彼女たちの闘いの軌跡に触れることを通じて、改めて日本社会の根深い性差別に直面すると同時に「社会は変わる」ということを信じることができる。

伍賀偕子（元大阪総評婦人対策・主婦の会オルグ）が「女性の憲法だ、これをみんなのものにしたい」（232頁）と述べているように、1979年の国連総会で採択された女性差別撤廃条約は、強固な性別役割分業に基づいた日本の雇用慣行を変革するうえで極めて重要な出来事として当時の女性たちの期待を大いに集めた。ゆえに本書に登場する女性たちのほとんどが自らの労働運動を語る際に女性差別撤廃条約およびその国内法としての男女雇用機会均等法の制定過程について詳細に言及している。他方で、数々の攻防の末に1985年に成立した男女雇用機会均等法に対する評価については、「裏切られたとすごく無念でした」（高木澄子（340頁））や「婦人参政権獲得に匹敵する、第二の夜明けといえる価値あるもの」であり「苦悩の決断」だった（山野和子（143頁））など賛否両論である。実際、伍賀が懸念した通り、男女雇用機会均等法と同年に成立した労働者派遣法は男女労働者の非正規化に拍車をかけたほか、男女雇用機会均等法の制定以降、多くの企業がコース別雇用管理制度を導入したことにより、男女格差はその後も総合職（主に男性）と一般職（主に女性）などかたちを変えて温存されることになった。このことについて伍賀は「均等法の不十分な部分は私たちの運動が踏み込めなかった部分です。（途中略）その国の法律はその国の労働運動の実力なのです。」（236頁）と語っているが、女性労働者の権利獲得を目指して同じく労働組合としての立場から活動しながらも、政治過程における攻防のなかでかたちを変えていった法案に対するそれぞれの評価（賛

否）には大きな差異が生じており、そこには彼女たちの言い表しがたいほどの苦悩が詰まっている。

本書で語られている労働組合における女性の闘いを振り返れば、戦後から現在に至るまで一貫して女性労働者にとって「働きながら子どもを産み、育てること」が大きな障壁になっていると同時に、性差別の根拠とされてきたことが分かる。松本惟子（元連合副事務局長）は、1980年ごろから社内内で一日の労働時間を長くして土日を休みにする週休二日制の提案が検討された際に男性が「ゴルフや麻雀ができると賛成」したのに対して女性の多くが「一日の労働時間が長くなれば、買いものや保育所の送り迎えの時間が確保できない。」と反対したと述べているが（97頁）、実際に1～2時間の労働時間の差が正規と非正規の分岐点となるような職場は今もなお多い。第1章で浅倉は「日本のような性別役割分業社会では、労働組合は男性中心になりがちで、その関心事は時間短縮よりも賃上げに向かいやすい構造にある」（41頁）として「家庭生活・社会生活・文化生活を大切にする『生活者目線』（42頁）の重要性を指摘しているが、労働時間をめぐる攻防は家庭において育児や介護を担っている人々（実際にはその多くが女性）にとって極めて重要である。

ゆえに労働運動におけるジェンダーの溝を乗り越えるためには、「性別にかかわらず人間らしく生きられる働き方」を標準化することが求められている。元ゼンセン同盟婦人局長の多田とよ子は中小繊維が盛んな福井県の女性組合員について、既婚者が

中心で、仕事が終わってから夕食を作り食事しながら女性委員会の活動をするといったように、「彼女たちの運動スタイルは生活ぐるみ、地域ぐるみ。」(75頁)と語っているが、私たちがディーセント・ワーク

(働きがいのある人間らしい仕事)を構想するとき、育児や介護などの家族ケアを抱えながらも人間らしく生きられる働き方を追求してきた日本における女性労働運動の豊かな知識と経験から学ぶことは多い。

(掲載決定日：2019年5月29日)